

18. 一株当たり情報に関する注記

19. 重要な後発事象に関する注記

20. 連結配当規制適用会社に関する注記

21. 収益認識に関する注記

22. その他の注記

備考

- 1 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては1、5、7、8、11、12及び14から20までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては1、5、16及び20に掲げる項目を、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては16に掲げる項目を記載することを要しない。
- 2 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第99条から第116条までに定める規定に従い記載すること。
- 3 9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
 - 一 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳
 - 二 資金の範囲を変更した場合には、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 三 営業の譲受け又は譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳
 - 四 重要な非資金取引がある場合にはその内容
 - 五 記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

（注）なお、関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、一から八までに規定する注記を要しない。

- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- 二 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- 三 （注）一及び注）二に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

11. 一株当たり情報に関する注記

- 一 一株当たりの純資産額
- 二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

12. 重要な後発事象に関する注記

会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

14. その他の注記

1から13までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

備考

貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書又は株式資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。